

福岡県公報

平成20年10月6日
第2882号

目次

告示(第1611号 - 第1619号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	1
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
貸金業者の所在の不確知	(中小企業経営金融課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	4
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4

公告

都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	5
公安委員会		
警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	5

告示

福岡県告示第1611号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字前原1810 - 13、1810 - 14、1811 - 8

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

前原市大字前原1811 - 1

医療法人恵真会 理事長 渡辺 雄

福岡県告示第1612号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成20年10月6日から同月20日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
甘木都市計画道路3・5・5号横坂菩提寺線及び3・5・6号神田古賀線の変更並びに3・4・14号竹原西鶴線及び3・4・15号西鶴四重町線の廃止
- 2 都市計画を変更する土地の区域
朝倉市甘木、菩提寺、堤及び柿原の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
朝倉市都市建設部都市計画課

福岡県告示第1613号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成20年10月6日から同月20日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都

市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 古賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 新宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 久山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 篠栗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 筑紫野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 太宰府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 津屋崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 前原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 志摩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 須恵都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 宇美都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 夜須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 甘木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 二丈都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 中間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 苅田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 芦屋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 水巻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 岡垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 遠賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

行橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 豊前都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 吉富都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 椎田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 豊津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 飯塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 稲築都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 山田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 直方都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 宮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 田川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 添田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 鞍手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 小竹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 桂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 久留米都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 北野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 三潁都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 大牟田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 八女都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 大川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 瀬高都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 筑後都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 柳川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 黒木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 広川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 大刀洗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

立花都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

福岡市、大野城市、春日市、志免町、粕屋町、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、筑紫野市、太宰府市、那珂川町、福津市、宗像市、前原市、志摩町、須恵町、宇美町、筑前町、朝倉市、二丈町、北九州市、中間市、苅田町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、行橋市、豊前市、吉富町、築上町、みやこ町、飯塚市、嘉麻市、直方市、宮若市、田川市、添田町、川崎町、鞍手町、小竹町、桂川町、久留米市、小郡市、大牟田市、八女市、大川市、みやま市、筑後市、柳川市、黒木町、広川町、大刀洗町及び立花町の都市計画所管課

なお、市町において閲覧できる都市計画の案は当該市町を区域とするものに限る。

福岡県告示第1614号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年9月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人よかところ七杖

(2) 代表者の氏名

徳永 速美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市吉田1550番地2

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、介護が必要な高齢者に対して、デイサービスや介護保険法に基づく通所介護サービス、訪問介護サービスに関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、介護が必要な高齢者に対して、デイサービスや介護保険法に基づく通所介護サービス、介護予防通所介護サービスに関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1615号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の所在が確知できないので、同法第24条の6の6第1項第1号の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成20年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
NAOリース 野中 一也	久留米市野中町1185番地 1 アメニティハイツ杏 栄館101号	福岡県知事 (N1)第08365号	平成18年1月16日

福岡県告示第1616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	一 般 国 道	385 号	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山 63番先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山 114番 5 先まで	9.0 ~ 51.0	273.0
			前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山 1 番 7 先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山 114番 5 先まで	6.0 ~ 71.0	2,043.7
			後	同上	6.0 ~ 71.0	2,043.7

福岡県告示第1617号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年3月4日農林水産省告示第354号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1618号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年3月4日農林水産省告示第357号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1619号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
遠賀郡芦屋町大字山鹿字狩尾863の41（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び芦屋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年10月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

直方都市計画道路3・4・3号直方駅行橋線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成20年10月27日 午後7時から9時まで

(2) 場所

直方市中央公民館2F第一学習室（直方市津田町7-20）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・3号直方駅行橋線	起点 直方市須崎町 終点 直方市大字頓野 主な経過地 直方市大字頓野	約3,210m

(2) 閲覧

同案については、平成20年10月6日から10月20日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び直方市産業建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年10月20日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申

出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第325号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成20年10月6日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

(1) 法第2条第1項第4号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証または講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年11月5日(水)から同年11月11日(火)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで(4日目の講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年11月10日(月)から同年11月11日(火)までの間	午前9時30分から午後4時30分まで(最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

なお、上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)については休講とする。

3 受講定員

各講習15名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けており、かつ最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

5 受講申込方法等

(1) 受付期間

平成20年10月14日(火)から同年10月16日(木)までの午前9時から午後6時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号) 1通
申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)及び履歴書

イ 追加取得講習

(ア) 前記(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 申込方法

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話し、受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日の午後6時までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日に、受講申込手続きを行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状(本人が署名したも

のに限る。)を持参すること。

6 講習受講手数料

(1) 新規取得講習

34,000円

(2) 追加取得講習

10,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申し込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 警備員指導教育責任者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、新規取得講習の受講者にあつては、各講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること(各受講者への貸与ロッカー有り)。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備係(電話092(641)4141内線3033)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号